

平成28年11月17日

選挙告示第8号

全国運転代行共済協同組合

総代選挙管理委員長 小倉 純一



総代選挙の開票中止及び投票やり直しの決定について

平成28年10月6日選挙告示第2号により、本年の総代選挙は本日11月17日に開票を行うこととしておりましたが、下記の通り、総代選挙管理委員会において、開票を中止し、投票をやり直すことを決定いたしましたので、告示します。

記

1 決定の内容

11月17日に行われる予定であった総代選挙の開票を中止します。あわせて、再度投票をやり直します。なお、やり直しの対象となるのは、投票のみであって、現在候補者でない者が新たに候補者となることはできません。

2 理由

平成28年11月16日選挙告示第6号によりお知らせしましたとおり、今般の選挙にあっては、全国各地で選挙に関する不適切な行為が行われ、またいずれも発覚が投票の締切り後であったことから、実質的な是正が出来ていないのが実状です。

このようないわば「やり得」のような状況下で、開票を行えば、公正な選挙が実施されたという信認を組合員の皆さまから得ることは出来ず、ひいては選挙結果に対する疑義を生じさせてしまうことが懸念されます。

よって、開票を中止し、公正な条件下で再度投票をやり直すのが適当であると判断いたしました。

3 再投票の方法

(1) 投票の方法

都道府県ごとの単記式無記名投票によります。組合員が、総代選挙管理委員会の送付した投票用紙を投票所に配達日指定郵便で送り投票を行います。

(2) 投票の場所、投票期間

- ・投票の場所 任意の郵便局窓口またはポスト（総代選挙管理委員会にあてて投票用

紙が封入された封書を配達日指定郵便により送付する方法によります。)

- ・投票の期間 平成28年12月16日から12月21日までに郵送手続を行うものとします。投票期日以外の日に配達されたものは無効とします。

(3) 開票期日 平成28年12月26日(上記の投票期間内に投函してください)

(4) 投票用紙の再交付について

投票用紙および選挙公報が平成28年12月15日までに到着しない場合には、総代選挙管理委員会に申し出て投票用紙の再交付を受けることができます。詳細については総代選挙管理委員会(組合事務局)にお問合せください。

4 その他

組合員の皆さまにおかれましては、今回の経緯を鑑み、再投票に際しては、適正な選挙運動を行うよう、ご留意下さい。

また、総代選挙管理委員会としては、このような事態を招いた原因の一つは、選挙運動に関するルールが未整備であることにありと受け止め、早急に選挙運動に関する総代選挙管理委員会の細則を制定することにいたします。

そして、選挙運動のあり方については、組合員の意思によるべきであり、本来的には総代選挙管理委員会の細則で定めるのには馴染まないと考えられることから、理事会に対して、可及的速やかに選挙運動について定める規約案を策定し、総代会に諮るよう求める建議を行います。

以上